

認定こども園（幼保連携型以外）認定申請の必要書類

兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課

区分	番号	確認事項及び必要書類	確認欄	提出時期		備考	原本
				認定申請	追加提出		
申請書様式	1	認定こども園認定申請書（様式第1号の2）		○	●		○
	2	誓約書		○		認定こども園法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書	○
	3	認定こども園法第3条第5項第3号の規定に該当する旨の証明書		○		公立、社会福祉法人、学校法人以外（市町等が作成）	○
申請書参考様式	4	職員の配置表（参考様式1）		○	●		
	5	職員名簿（参考様式2）		○	●	原則すべての職員について記載	
	6	園長予定者の略歴（参考様式2（付表1））		○	●		
	7	学級担任・調理員の配置状況（参考様式2（付表4））		○	●		
	8	面積等の総括表（参考様式3）		○	●		
	9	各室別面積表（参考様式3（付表1））		○	●		
	10	敷地・園舎等の状況（参考様式3（付表2））		○	●		
	11	運営の状況（参考様式4）		○	●		
施設等の状況	12	付近見取り図		○	●		
	13	建物配置図		○	●	地番、屋外遊戯場の面積を記載	
	14	平面図		○	●	認定申請時の建物の現況図面。建物の延べ床面積及び各室の利用状況（保育室は対象年齢を含む。）、面積（壁芯・内法有効）等を記載	
資職格員	15	資格証明書・免許状の写し（園長を含み、学校医、学校歯科医、学校薬剤師は除く）			○	参考様式に記載した職員の資格を証する書類を添付	
	16	各職員の履歴書			○	・保育所、幼稚園からの移行の場合は不要 ・履歴書については、直近（認可申請を行う年度中）に作成されたものとする（顔写真を履歴書に貼り付けること）	
使用土地・建物の権限	17	土地・建物の登記事項全部証明書		○	●		○
	18	土地の賃貸借契約書の写し		○	●	土地の賃貸借契約を締結している場合（締結していない場合は、貸与確約書の写し）	
管理運営関係	19	施設認可証の写し			○	施設の設定認可（認可保育所、認可幼稚園）に係るもの（新規の場合は不要）	
	20	定款、又は寄付行為			○	設置法人のもの	
	21	就業規則、旅費規程、給与に関する規定、経理規定、育児休業・介護休業に関する規定、給食運営規程、苦情処理解決規定等			○	認定を受けるに当たっての変更後の規定	
	22	運営規程		○	●	幼稚園型は園則及び運営規程	
	23	重要事項説明書		○	●	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に規定する事項を記載	
	24	教育及び保育に関する全体計画、指導計画			○	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの	
	25	消防計画			○	火災、災害時の消火、通報体制等について、消防署に提出した書類	
	26	保険証書			○	子どもの傷害等に係る保険証書（園が加入する賠償責任保険）	
	27	職員研修年間計画表			○		
	28	子育て支援事業計画書			○	地域における子育て支援事業に関する計画書	
その他	29	職員勤務ローテーション表			○		
	30	理事会会議録謄本		○	●	認定こども園の認定申請を行う旨の決定に関する理事会の会議録	
	31	入園説明会資料（しおり）			○	教育及び保育の目標、主な内容について記載したもの	
	32	調理室の状況		○	●	間仕切りの確保など防火体制、調理器具の設置状況等について記載された書類及び写真（幼稚園型・特定型のみ）	
	33	給食に関する契約書		○	●	外部搬入、又は調理業務の委託の場合のみ添付（幼稚園型・特定型のみ）	
	34	設置者及び経営者の経歴及びこれを証する書類（法人登記、代表者の履歴、役員名簿）		○	●	（特定型のみ） ※原本は法人登記のみ	※○
	35	直近の指導監査（施設監査のことであり、子ども・子育て支援法上の確認監査は含まない）の結果通知及び改善報告書		○	●	公立、社会福祉法人、学校法人以外の保育所又は幼稚園	
	36	認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を継続して満たしている旨の証明書		○	●	現況が認可外保育施設の場合（公立、社会福祉法人、学校法人以外）	
	37	預金残高証明書（認可申請時点）		○	●	（特定型のみ）	○
	38	借入金の状況及び償還計画書		○	●	借入金がある場合は添付（特定型のみ）	
	39	収支決算書		○	●	申請年度を含め過去3か年分（保育所型、幼稚園型：公立、社会福祉法人、学校法人以外 特定型：公立を除く全ての法人）	
	40	認可施設への移行に向けた計画書		○	●	（特定型のみ）	○

※ 追加提出時期の●印については、時点修正した上で提出（4、6、8～10、12～14、17、18が変更となる場合は要事前相談）

※ 必要書類の提出にあたっては、原則A4サイズ（片面）とし、必要に応じA3も可（図面等）。また、ステープラー（ホッチキス）留めないこと。

※ A4より小さいサイズの書類は、A4サイズの用紙（白紙）に貼付の上、提出すること。